

現在、「組合員証」、「組合員被扶養者証」をお持ちの方へお知らせ

令和7年12月2日から 組合員証・組合員被扶養者証は 使えなくなります

マイナ保険証※の利用登録のない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を11月末までに各所属を通じてお送りします。

※健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと



仙台市職員共済組合 本人 (組合員)		令和7年12月1日交付
資格確認書	番号 XXXXXXXXX (被扶) XX	
氏名	共済 太郎	性別 ○
生年月日	〇〇XX年XX月XX日	
資格取得年月日	〇〇XX年XX月XX日	
有効期限	令和12年11月30日	
発行機関所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7-1	
保険者番号	32040511	発行番号 XXXXXXXXX
名称	仙台市職員共済組合	

「資格確認書」の有効期限は、発行後最大5年です。

「資格確認書」が届く人と届かない人がいます！

届く人	組合員証、組合員被扶養者証をお持ちの方で マイナ保険証の利用登録をしていない人 ※解除申請中、電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカード返納済等の場合を含みます。
届かない人	組合員証、組合員被扶養者証をお持ちの方で マイナ保険証の利用登録をしている人



過去に、マイナポイントの申請などのため利用登録をして、その後「健康保険証」としては使っていない場合でも、利用登録済となるため、「資格確認書」は交付されません。マイナ保険証をお使いください。



登録済かどうかは自分で確認できます！

スマホ・PC からマイナポータルにログイン
「健康保険証」 ページ → 「登録済」と出ていれば OK！



今後の医療機関等の受診方法

	令和 6 年 12 月 2 日 ～令和 7 年 12 月 1 日	令和 7 年 12 月 2 日以降
マイナ保険証 が使える人	マイナ保険証 または組合員証等	マイナ保険証
マイナ保険証 が使えない人	資格確認書 または組合員証等	資格確認書



「資格情報のお知らせ」だけでは
医療機関等を受診できません！



「資格情報のお知らせ」とは、令和 6 年 10 月末
にお送りした左図のような A 4 の書面で、自分の資
格情報を簡易に把握するものです。

この書面を保険証の代わりに使用することはで
きません。マイナ保険証の利用登録をしている方は、
今後はマイナ保険証をご利用ください。

仙台市職員共済組合 ☎ 022-214-1226
🌐 <https://sendai-kyosai.or.jp>